

第20回廃棄物資源循環学会研究発表会報告 2

市民に紹介したい！ 講演論文集 研究発表会講演論文解説

<DI10-4 講演論文集>

産業廃棄物不法投棄等の未然防止に向けた早期発見のためのアンケート分析

中島 佑¹⁾、古市 徹²⁾、金 相烈²⁾、谷川 昇²⁾、石井一英²⁾

1) 北海道大学大学院工学研究院 (現：札幌市) 2) 北海道大学大学院工学研究院

紹介者：仙台市役所 環境局 廃棄物事業部 やま だ けんいち 山田 健一

読者の皆さんはご理解されていると思いますが、わが国のごみ処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）で規定され、この法律に従って、ごみを排出する個人や事業者、廃棄物処理業者が、それぞれの役割でごみの排出→分別→中間処理（リサイクルを含む）→最終処分を行っています。

私たち市町村は、このごみ処理のうち一般廃棄物の処理について、自治体での具体的なルールを策定し、処理施設を整備し、焼却処理やリサイクル、そして最終処分を行っています。

また、都道府県と政令で指定された都市は、産業廃棄物が適正に処理されるよ

う、排出する事業者への啓発や指導、産業廃棄物処理業者への指導（許可を含む）を行っています。特に産業廃棄物を取り巻く状況は、かつてさまざまな問題が発生し、それに伴って廃棄物処理法は大規模な改正を繰り返してきました。私たち行政は、排出事業者や産業廃棄物処理業者への指導等により、問題の発生を未然に防止する取り組みを行っています。

この私たち行政の取り組み、すなわち、産業廃棄物不法投棄等の未然防止について、アンケート分析を実施した論文を第20回研究発表会講演論文集から紹介します。

本論文のキーワードの一つとして「監視体制」が挙げられています。私たち行政が不法投棄等事案を発見したり、未然に防止したりするためには、この「監視体制」が重要であり、さまざまな施策により監視体制を強化しています。しかし、本論文の「背景と目的」にあるように、他自治体での手法や効果を明確に把握する機会は少なく、本論文は私たち行政

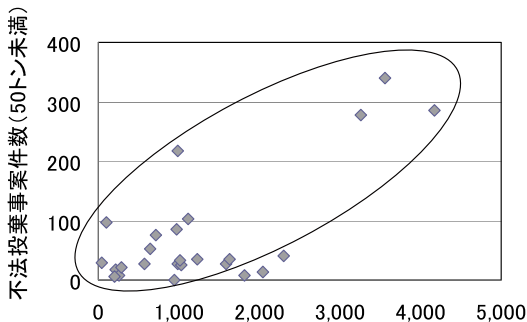


図1 パトロール車台数と不法投棄の事案件数

にとっても興味深いものです。

ここでは不法投棄等事案の発見方法を立入検査、巡回・パトロール、通報の3つに分けて都道府県のアンケート調査結果を集計し、分析しています。

まず「立入検査」です。これはまさに筆者自身の業務です。本市も立入検査の充実に努め、最近の立入検査においては大きな問題を発見することはなく、産業廃棄物処理業者の意識も向上していることを実感しています。特に筆者は実際の立入検査にて、監視という目的とともに、産業廃棄物処理業者の担当者や代表者等と「対話すること」が大事であると感じています。このような立入検査の重要性について、明確に示されていることが興味深いです。

次に「巡回・パトロール」です。本論文にて早期発見に有効な手段であることが示されています。本市も警察OBを産廃Gメンとして配置したり、休日や夜間のパトロールを委託したりすることにより巡回・パトロールを実施しています。小規模な不法投棄（ごみのポイ捨て）は、なかなかなくなりませんが、速やかに発見し片付けることにより、不法投棄しがたい環境が整備されていくと感じます。不法投棄されることが望ましいのですが、巡回・パトロールによる早期発見は結果的に大規模な不法投棄事案の未然防止となっているわけです。

最後に「通報」です。一般住民からの通報により発見された割合が大きく、一般住民との通報協力的体制づくりが重要であると記述されています。私たち行政は「立入

検査」や「巡回・パトロール」により早期発見することにより、不法投棄等の未然防止を図るべきですが、どうしても限界があります。そこでやはり、一般住民のみなさんからの情報が有効であり、筆者もこのことを日頃から感じています。本市においては「産廃110番」を設けて24時間体制にて、市民のみなさんからの情報を受け付けており、実際に、その情報をもとに問題が大きくなる前に解決できた事例があります。市民のみなさんの協力には大変感謝しています。

以上、不法投棄等事案の未然防止についてアンケート調査をもとに具体的に有効な方法が示されていますが、紙面の都合でご紹介できないのが残念です。本市においては実際に実施しているものですが、その有効性をデータで確認することにより、私たち行政の意義を強く感じるどころです。今後もこのような研究により、私たち行政は客観的に取るべき施策を確認し、結果として廃棄物の適正処理の推進に役立つことを願います。

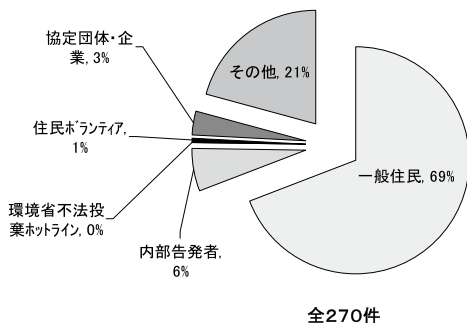


図2 通報者ごとの事案件数の割合